

奥羽仕置と東北の大名たち

弘前大学教授

長谷川成一

はじめに

「無赫人」(乱暴な人)、「計策」の人(謀略の人)、「表裏仁」(油断ならない人)、戦国末期の十六世紀末に、このように呼ばれていた人が、誰を指すのか、読者の皆さんは、ご存じであろうか。「無赫人」は伊達政宗、「計策」の人は最上義光、「表裏仁」は津軽為信である。これらの人々が、当時の奥羽地方で分立し熾烈な闘争を繰り広げていた。

出羽の領主秋田実季は当時の奥羽地方を思い起こし、『秋田・最上両家関係覚書』で次のように述べた。「百年程前の出羽・陸奥両国では、庄内・最上・南部・秋田・仙北・津軽に分立し、各領主は仲が悪く闘争に明け暮れていた。しかし豊臣秀吉により天下が統一され、互いに和潤(戦いを止めて和睦すること)の状態になった」(大要/カツコ内筆者)と。秀吉の仕置により戦国期の奥羽地方

豊臣秀吉画像。褐色がかった唐冠をかぶり、白直衣を着た姿の秀吉像。背景に幕などが描かれておらず、上畳に座したのみのシンプルな画像は珍しい。頬骨が張ってやや異形な面貌である(堺市博物館蔵)。

によりやく平和が到来したと述べており、当時の大名たちが奥羽仕置をどのように受け止めていたのか、この証言により窺われよう。

さて、天正十三年（一五八五）七月十一日、

関白に叙任された羽柴（豊臣）秀吉は、同年十月二日に九州停戦令を発令し、そのなかで関東は言うに及ばず、陸奥国の端々に至るまで、天皇の命令に従って天下は平和であると号した。これは九州の島津氏征伐に向けての大義を、天皇・朝廷の權威を後ろ盾として正当化しようとするものであったが、このころの関東・奥羽地方は、決して秀吉が宣言したような「静謐」ではなかった。しかし、関白叙任を契機として、秀吉の東国への出馬はいよいよ具体化され、この後、段階を経てそれが現実のものとなっていった。

惣無事令と東国大名



いたようだ。奥羽地方への惣無事令は、現在、その年次を天正十四年とする説と同十五年とする両説がある。いずれにせよ、この法令は関東・奥羽の大名へ伝達され、その後、当該地域の領主間戦争は豊臣政権によって私戦とみなされ、違反した大名は同政権によって討伐される対象となった。

奥羽地方に対する惣無事令の伝達は、豊臣政権から使者として派遣された金山宗洗によって南奥羽の相馬・山形・米沢などになされ、北奥羽地域は、現在のところ惣無事令が伝達された形跡を確認できない。しかし次のように、北奥でも豊臣政権との接触をめぐる動きが認められるのである。

天正十五年六月十九日、前田利家が北奥三戸（現青森県三戸郡三戸町）城主の南部信直（のぶなお）に対して血判誓紙を認めて、秀吉への取りなしを約束した。ついて八月には、信直が豊臣政権の大名として認められたことが、利家から伝達された。

南部氏のように前田利家へ接近して統一政権の意向を把握しようとした大名がいた一方、上方の情勢に比較的疎かった大名の多くは、惣無事令の持つ歴史的な重大性に気づかず、同令発令後も領地の拡大と勢力の拡張を企図する戦争に余念がなかった。豊臣政権は

前田利家画像。奥羽仕置で活躍した利家は、慶長4年(1599)に死去。当画像は、東帯姿の利家像で、利家の妻、松（芳春院）が帰依していた大徳寺の塔頭芳春院に伝わったもの（京都市芳春院蔵）。

徳川家康画像。家康は、死後、神号「東照大権現」を勅許され、各地に家康を祀る東照宮が造営された。当画像は、江戸後期に作られた典型的な権現像で、神格化された家康が描かれている（仙台市博物館蔵）。

天正十四年（一五八六）、秀吉の妹朝日姫の輿入れの後、徳川家康は十月末に上洛し、秀吉へ拜謁して臣従した。家康上洛を契機として、家康を仲立ちとした、関東地方の惣無事令が推し進められることになった。惣無事令とは、豊臣政権による職権的な広域平和令であり、大名・国人たちによる自力救済権を否定して、一切の領土紛争の裁定を独占することで、紛争を平和的に解決しようとしたものであった。「惣無事」という用語は、東国ではこれ以前から紛争解決の手段とする言葉として、戦国期の東国領主は普遍的に使って

南部信直画像(部分)。南部氏26代の信直が、甲冑を身につけて床机に腰掛け、抜き身の太刀を肩にかけた勇猛な姿で描かれている。子の利直以下の画像が東帯姿で描かれているのと好対照をなしている(盛岡市教育委員会蔵、盛岡市中央公民館写真提供)。

秋田実季像。慶長7年(1602)、実季は中世以来勢力を涵養してきた出羽国秋田から常陸国宍戸に転封。のち伊勢国朝熊へ追放される。実季は父愛季と、自身は僧形の姿の木像を造らせて、秋田氏が再建に貢献した羽賀寺に納めた(福井県小浜市羽賀寺蔵、小浜市教育委員会写真提供)。

このような奥羽地方の状況を的確に把握していたらしく、最上義光や伊達政宗などの有力大名へ、使者を何回か派遣して同令遵守を呼

びかけ、大名の上洛(これは秀吉への臣従を意味する)を求めた。個別大名への上洛要請とともに、同十七年

早雲寺。箱根山を突破した秀吉軍は、天正18年(1590)4月6日、箱根湯本の早雲寺に陣を敷いた。秀吉は早速石垣山に築城を開始したが、同城が完成するまで、80日間ほど同寺を本営として軍勢の指揮にあたった(横浜市歴史博物館写真提供)。

山中城跡。16世紀半ば、本城の小田原城の西方防備の要衝として築城され、秀吉軍の襲来に備え大拡張した(三島市教育委員会写真提供)。

八月、秀吉は南部信直に朱印状を下し、信直の親類と出羽檜山城主の秋田氏を同道して、上洛するように命じた。当時、南部氏と秋田氏は臣従関係にはなく、いっしょに上洛するような状況にもなかった。それにもかかわらず、朱印状が発給された背景には、当時比内・鹿角(現秋田県北秋田郡・鹿角郡)をめぐって争っていた両氏の戦いを停止させる意図があったのか、定かではない。

同十七年夏、北出羽に漆・檜山合戦が、南陸奥では伊達政宗と芦名義広との磨(摺)上原の戦いが起きて、この二つの合戦は惣無事令に大きく違反するものと見なされた。前田利家の書状によれば、同合戦による北出羽の混乱に乗じて、南部領内では「津軽」(津軽為信を指す)が謀略を企て、反逆を企図しているという。そのような戦争状態にある出羽・陸奥両国を仕置するために、秀吉の出馬が予定されており、まずは秋田の平定に取りかかることを、利家は信直へ伝達した。秀吉による出羽・陸奥仕置の予告であった。

また翌十八年五月、小田原攻めの最中、秀吉は母の大政所にあてて、小田原のみならず関東・「日の本」までも仕置する旨を言明した。「日の本」とは、外浜から夷島にかけての地域(現青森県青森市・東津軽郡から北海道にかけての地域)を指し、仕置の構想には奥羽

だけでなく「日の本」が入っていた。

奥羽大名たちの小田原

天正十八年（一五九〇）の仕置の内容は、第一に知行没収と知行宛行、第二に検地に基づく大名領の整備と太閤蔵入地の設定と確保、第三に人返しと刀狩りにもとづく身分制

豊臣秀吉朱印覚書、南部信直宛。秀吉が宇都宮で下付した文書。妻子上洛、領内検地等を下命したもの（盛岡市中央公民館蔵）。

の画定等であった。本稿では第一の知行宛行と没収、つまり大名領の安堵を中心に段階を追って、仕置の状況を明らかにしてゆこう。

同年三月一日、後陽成天皇から節刀を受け、た豊臣秀吉は京都を出発し、三月末には最前線の山中城を陥落させ、四月初め小田原城を攻囲した。『奥羽永慶軍記』によれば、秀吉が小田原へ着陣したとの報に接した奥羽の大名たちは、日ごろ敵味方に分かれていたにもかかわらず、前後に行列して小田原に馳せ参じたという。

奥羽大名たちの小田原への着陣と出仕（＝秀吉への拜謁）の状況は、おおよそ次の通りであった。

三月、戸沢盛安、島田の宿で出仕（津軽為信の沼津出仕は不詳。母が小田原へ出仕の説もあり）。五月、結城晴朝、佐竹義宣、宇都宮国綱、小田原出仕。六月、伊達政宗、岩城常隆、最上義光、小田原出仕。七月、南部信直、小田原出仕。なお、天正十八年末から翌十九年正月に領知朱印状を拝領した北出羽の小野寺氏、本堂氏、六郷衆、そして由利衆も小田原へ出仕したのは間違いなからう。

不参の大名は陸奥国では大崎義隆、葛西晴信などであり、彼らに加え和賀・稗貫両氏も最終的に領知安堵は豊臣政権によって認められるに至らなかった。十八年二月に当知行を

安堵されていた秋田実季は、小田原ではなく七月に宇都宮へ出仕し、同じく相馬義胤も宇都宮へ出仕した。また湊通季は、小田原に参着しながら出仕が実現しなかった。

従来、小田原参陣が近世大名として生き残る、すなわち豊臣政権による領知安堵の必須条件と言われてきた。しかし湊通季のように参着しても出仕が認められないケース、秋田氏のように小田原でなく宇都宮出仕により、領知安堵が可能だった例など、小田原参陣は領知安堵の決定的な条件ではなかったことが分かってきた。小田原参陣と出仕の意義は、参着した大小名たちの出仕の確認と、それによる知行安堵の了解にあった。

宇都宮における仕置

秀吉は、天正十八年七月十七日、小田原を進発して、同月二十六日には、宇都宮に到着した。翌日、南部信直は宇都宮で、秀吉から「南部内七郡」の支配を認める朱印覚書を拝領した。その中で、知行方検地、妻子の上洛、領内の諸城破却、城下三戸への家臣団の集住が命じられた。ほぼ同様の文言を内容とする文書が出羽角館（現秋田県仙北郡角館町）の戸沢氏へも発給された。同じころ、伊達政宗と最上義光は宇都宮に参向し、奥羽仕置の案

伊達政宗夫妻画像。天正7年（1579）、政宗は田村清顕の息女愛姫と結婚。政宗没後、愛姫は出家して陽徳院と称した（個人蔵、仙台市博物館写真提供）。

上／最上義光像。指揮棒で戦いを指揮する義光の銅像。山形市霞城公園に所在。右／最上義光所用兜。実戦で使用したと伝わる（滋賀県最上公義氏蔵、最上義光歴史館写真提供）。

内役をつとめるよう秀吉から下命された。また宇都宮には、後に所領を安堵された陸奥国のほとんどの大名・郡主が参向したようだ。出羽国は最上義光、前述の秋田実季出仕のほかは詳らかにしない。しかし相馬・秋田両氏のように、小田原に不参の大名たちが出仕した点で、宇都宮出仕は小田原参陣を凌ぐ意義を有したといえよう。

宇都宮に出仕した奥羽大名には、足弱衆（妻子、人質）を差し上げるという条件のもとに、豊臣政権から知行安堵ではなく、その約束がなされた。前述の南部信直は、宇都宮では足弱差上を行っていないから、朱印覚書は知行安堵ではなく約束にとどまった。宇都宮は、小田原出仕の諸氏が本領安堵の知行割を受け、領内仕置の原則と心得を令達される場となったのである。また、大崎・葛西両氏の改易が決定し通告された。和賀・稗貫両氏は宇都宮に参着しながら改易されたようだ。ついで伊達・最上両氏の自分仕置（領内の検地を領主自らが行うことなど）が許され、南部氏もこのときに自分仕置を認められたという。

ところで、七月晦日、秀吉は津軽・宇曾利・外浜までの足弱差上を令達し、さらに夷島にも朱印を下して出仕を求め、それに応じないときには軍勢を渡海させて成敗すると言

津軽為信夫妻画像。狩衣姿の為信と夫人の仙桃院を描いたもの。夫人とともに狩衣の姿で描かれた画像は珍しい（国文学研究資料館史料館蔵）。

豊臣秀吉朱印状、津軽為信宛。天正19年（1591）、為信は秀吉に大谷吉継を通じて九戸一揆への出陣を命じられた（国文学研究資料館史料館蔵、長谷川成一編『弘前の文化財／津軽藩初期文書集成』弘前市教育委員会より転載）。

明した。中世の津軽と外浜は夷島とともに異域として認識されており、前述のように「日の本」とも称されていた。この朱印状で豊臣政権は、津軽と外浜を支配領域に入れるとともに、夷島の蠣崎氏へも服従を求めたのである。『三藐院記』によれば、このたびの秀吉の奥羽への出馬は、「蝦夷千島」をも版図に入れることを目指したものだと言われている。津軽と外浜、夷島に出仕を求めめる秀吉の意図は、当仕置を「奥羽日の本仕置」と呼ぶのにふさわしいものであったといえよう。

会津における仕置

宇都宮での仕置を終えた秀吉は、八月四日、同所を發ち九日に会津黒川に到着。途中、刀狩りを令し、到着後は陸奥・出羽両国に檢地条目を發令した。ついで陸奥国で召上げられていったんは太閤蔵入分となっていた諸郡は、蒲生氏郷に会津を、木村吉清に大崎・葛西を与えるという形で宛がわれ、伊達政宗は米沢へ移った。十二日には、浅野長吉へ有名な撫切令を發して奥羽の檢地を勵行するように命じた。

ところで会津黒川では、奥羽の衆の参向は求められなかったが、伊達・最上・南部各氏の足弱差上がこゝで行われ、知行の安堵・宛

行は会津で決定した。出羽・会津その他奥州地域の召上げ、仕置軍の入った大名領に對し



八戸市の根城虎口。豊臣政権から南部氏は領内城郭の破却を命じられ、八戸氏の居城であった根城も破却の対象となった。虎口や堀などが破却されたが、写真は破壊された根城の虎口を復元した姿である（筆者写真提供）。

蒲生氏郷画像。氏郷は、当時、徳川家康、前田利家に次ぐ大大名であった。奥羽の鎮めとして会津若松に大城郭を築き、伊達政宗を牽制した（会津若松市興徳寺藏、福島県立博物館写真提供）。

て検地条目が令達された。さらに奥羽全域に及ぶ刀狩り等を含む身分制画定の掟書が奉行衆に令達され、足弱差上が厳命された。

このように会津では、妻子の差上が実施されて本領安堵が決定し、所領の決定をまつて仕置が実施された。検地条目と掟書に基づいて、検地・刀狩り、奉公人と百姓の身分画定さらには城郭の破却が、仕置の奉行たちによって各大小名領で進められた。

九戸一揆と再仕置



会津での仕置を終えた秀吉は八月中旬に帰途につき、九月一日、京都に帰還した。九月下旬、検地の徹底化と城破り、足弱衆の上洛（入質徴収）、刀狩りなど仕置の方針に反発して、陸奥・出羽両国の国人衆が、反対の一揆を各地で起こした。陸奥国で大崎・葛西、和賀・稗貫、出羽国では仙北・由利・庄内の一

発掘された福岡城の堀。九戸一揆鎮圧後、九戸城は豊臣軍によって再建され堀も新たに造られて福岡城と呼ばれた（二戸市教育委員会写真提供）。

揆が勃発し、仕置のため残っていた上方の軍勢は、一揆鎮圧に忙殺された。

出羽国の一揆は、十八年の末にほぼ鎮圧され、津軽氏を含めた北部日本海沿岸の大小名たちは年末に上洛し、一揆鎮圧の功勞により年末から翌年正月にかけて領知安堵の朱印状を秀吉から下付された。同時に秋田実季など北出羽の大小名と津軽氏の領内には、領知高の三分の一の太閤蔵入地が設定された。朝鮮侵略戦争の船材、伏見城の作事板に用いられた、秋田の杉板の搬出費用に蔵入地の年貢米が充当された。搬出と廻漕には、「隣郡衆」（秋田家文書）として秋田・津軽・小野寺・由利衆などが編成・動員された。

一方、陸奥国では、天正十九年に入っても大崎・葛西一揆は鎮圧されず、南部信直は和賀・稗貫の国人一揆を潰滅させることができずにいた。それどころか、反乱は南部領一円に広がりを見せ、同年初頭には、北奥でも最大の一揆である九戸一揆が勃発した。この一揆は、南部氏の有力な支族である九戸政実を中核とした国人衆が起こしたもので、当時一揆は「郡中諸侍其外下々まで京儀を嫌い」（「色部文書」）との状況下にあり、同郡内は「糠部中錯乱」（同前）と表現された。「京儀」とは上方の風儀とか仕様などを意味する文言であったが、この場合は、検地や刀狩り、升の

統一などを指し、豊臣政権の統一事業に対する強烈な異議申し立てであった。

豊臣政権は、同年六月、豊臣秀次を一揆討伐の総大将として、六万余の軍勢を動員し、九戸（現岩手県二戸市）には、奥羽の大名衆に加え、蠣崎氏が夷島からアイヌを引き連れて参陣した。奥羽の大名衆にとつて九戸一揆への出陣は、前年の検地によつて実施された

蒲生氏郷所領変遷略図。元来、蒲生氏の所領は近江国日野であったが、氏郷は信長や秀吉の下で頭角を現し松坂12万石を与えられ、天正18年（1590）会津・仙道へ移り、のち奥羽第一の大大名となった（福島県立博物館「秀吉・氏郷・政宗」より転載）。

伊達政宗所領略図。天正17年（1589）以降、政宗の居城は米沢→会津黒川→米沢→岩出山→仙台と変遷（福島県立博物館「秀吉・氏郷・政宗」より転載）。

領知安堵の領知高に基づいて、統一政権から軍役が発動された最初のケースであった。また、動員は豊臣政権が東日本の大名を九戸へ参陣させることで、文禄元年（一五九二）から開始する朝鮮侵略にむけて、その動員体制が作動するかどうかを確認する意味があったともいう。

九戸一揆の鎮圧後、大崎・葛西一揆が自領で蜂起したことにより木村吉清は失脚し、天正十九年秋ころ、伊達政宗は大崎・葛西十二郡と桃生など二十郡を与えられて四十九万石程度になり、政宗は米沢から岩出山に移った。政宗とともに同一揆鎮圧に出動した蒲生氏郷は、それとは対照的に会津および伊達・信夫・長井（米沢）など伊達氏の本領を掌握した。蒲生氏領の石高は九十一万九千石で奥羽兩國の四十六パーセントを占め、奥羽一の大大名

肥前名護屋の前田利家陣跡。利家の陣屋は名護屋城の近くに位置し、城郭と比べて良いほどの規模を持っていた。写真は、「枳形」虎口（門跡）の石垣（佐賀県立名護屋城博物館写真提供）。

となった。

おわりに

文禄元年十二月、津軽為信や南部信直は肥前名護屋において、戦国以来の敵対関係を清算し各大名との間で融和を図ろうと、その斡旋を徳川家康や前田利家へ依頼した。明国との講和交渉が行われていた翌二年五月下旬にも、秋田・津軽・南部各氏は利家や家康に対して仲介を依頼する、懸命の働きかけをしている。信直は利家の仲介により秋田氏との間で婚姻関係を結んで融和を図ろうとした。一方の為信は家康に仲介を依頼して、南部・秋田両氏との和解を望んだという。これらの融和と工作が成功にいたったか不明の点が多いが、中世奥羽地方を覆っていた戦国的な状況は解消し、統一政権による新たな支配秩序に基づいた大名の編成がなされた。

冒頭で紹介した、「無名人」、「計策」の人、「表裏仁」が活躍した時代は、奥羽仕置によつて過去のものとなった。このように呼称された人々が躍動した戦国末期奥羽の情勢は、仕置によつて「和潤」の世に転換し、統一政権から命じられる「際限なき軍役」に、「奉公を競う」体制へと奥羽の大名は組み込まれた。奥羽における秀吉の平和の成立であった。